

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 5 月 31 日

島根県知事 殿

提出者

住 所 島根県安来市広瀬町広瀬396番地
氏 名 株式会社 コンドウ
代表取締役 近 藤 剛

電話番号 (0854) 32-2152

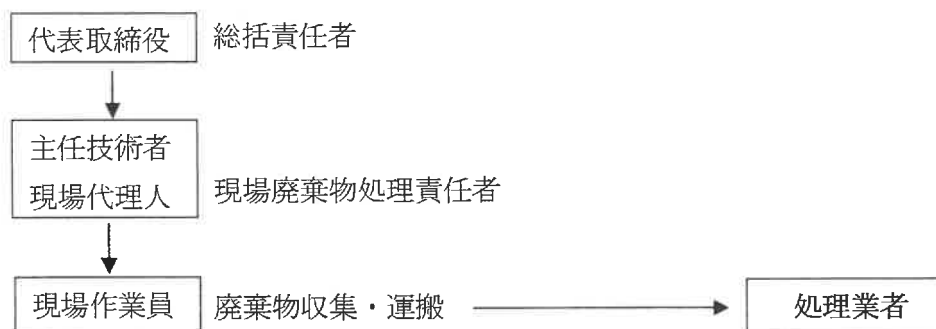
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 コンドウ
事業場の所在地	島根県安来市広瀬町広瀬396番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業(土木工事業)
②事業の規模	49,800万円(前年度実績)
③従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	積込運搬等は自社もしくは運搬業者で搬出し、搬出される産業廃棄物は全て処分業者に委託して処理を行っている。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木 屑 (伐採木等)	廃プラスチック	金属
	排 出 量	162.34 t	949.96 t	21.20 t	0.6 t
	(これまでに実施した取組) ・発生した廃棄物は、中間処理業者と契約し、再生資源化を促進				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木 屑 (伐採木等)	廃プラスチック	金属
	排 出 量	200 t	500 t	10.0 t	5.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・発生量を最小限に抑えるように、施工前の計画の段階で検討し、 木屑（伐採木）等は破砕機にて小さく破壊して再資源化する。 ・委託処理・処分業者は再生利用業者へ処理委託する。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリート殻、アスコン殻を分別して処理場へ運搬 処理委託
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状内容を継続実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず (伐採木)	廃プラスチック	金属
	全 処 理 委 託 量	162.34 t	949.96 t	21.2 t	0.6 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量			21.2 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	162.34 t	949.96 t	t	0.6 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t		t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定し、 書面による契約を実施				

6	②計画	【目標】					
		産業廃棄物の種類		がれき類	木くず (伐採木)	廃プラスチック	金属
		全 処 理 委 託 量		200 t	500 t	10.0 t	5.0 t
			優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		t		t
			再生利用業者への 処 理 委 託 量		t		t
			認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		t		t
			認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		t		t
		(今後実施する予定の取組					
		・ 再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。					
※事務処理欄							